文化庁月報

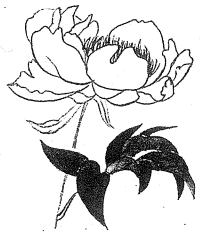

1982-6

No.165

【表　紙】

浄土寺多宝塔

解説は30ページ
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

博物館の調査研究・
情報サービス機能
濱田　隆　4

随想　美に対する日本の心
渡辺　浦人　8

報告
地域の芸術文化……永曽　信夫　10
アメリカ合衆国著作権事情調査 大山　幸房　13

文化庁ニュース
昭和57年春の勲章・褒章受章者決まる……16
第12回移動芸術祭秋季公演……17
第6回全国高等学校総合文化祭の開催……20
昭和57年度都道府県宗教法人事務主管課長会議開催さる……20
史跡の指定等……20
重要文化財の指定等……21

展覧会
「今日のイギリス美術」展……23

資料
昭和56年度民間芸術等振興費補助金の交付状況について……24

新刊紹介　「わかりやすい 今日の教育」……28
募　集　舞台芸術創作作品……28

国語シリーズ⑭「接続詞の表記と用法」に関する問題 29

伝統芸能への招待③ 能 26
国立劇場ニュース 歌舞伎 俊寛 ほか 31

博物館の調査研究・情報サービス機能

濱田　隆
（東京国立博物館次長）

博物館においては、美術品や歴史上の遺品、はたまた自然の所産や人工の産物などその何れを問わず、この種の資料を収集、保管、展示して一般大衆の教育的利用に供し、その教養や調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行うとともに、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行う旨のことが博物館法に明記されている。この定義に述べるところは具体的内容には説き及ばないが、博物館が行わなければならない事業の全体像をきわめて適確に表現している点で、つねに博物館事業の原点的役割を果たしている。

もっとも、博物館の歴史的経緯からみれば、その出発点においては個人等のコレクションを主体とした収集、展示事業を主たる機能とし、とくに、明治の前半期には殖産奨励の一環として博覧会事業と一体をなして進められた経緯もある。従って、一般大衆を対象とする教育普及活動や自律的な調査研究機能は、何れかといえば比較的新しい役割として認識され、昭和二十六年制定の博物館法によって正しく位置付けられるようになったといって過言でない。また博物館の沿革や組織、機能上、当初からコレクション展示を主体として他の機能に及ばない館や、逆に教育や研究機能を主体として設立された博物館もないわけではない。しかし、現在では博物館といえば、上記の諸機能が比較的よくバランスして運営されているものを標準的な姿として認識しているといえよう。

しかし、博物館といえば何といっても展示が表看板である。そのため展示だけが博物館事業であるかのような誤解は今日でも決して少なくない。展示はたしかに博物館事業の必要最小限の要素ではあるが、博物館のもつより大きな社会的使命や役割を理解しない見方であるといわざるを得ない。――もっとも、その誤解の原因は過去の博物館事業の実体にあったというべきかも知れない。

かりに展示一つを例にとってみても、博物館の展示は博覧会場や画廊の陳列とは基本的に異るもので、展示に学問的位置付けや体系的配列が行われなければならない。従って、展示の背後には必ずや学術的な調査研究の不断の積み重ねが必要であり、展示の場は展示技術をも含む総合的な研究発表の場であることが要請される。ことに近年一般的となった特定のテーマや流派・作家等を対象とする企画展示においては、研究者の多年の学問的成果が広く世に問われる性格のものであることは言うをまたない。

これを教育的視点からみた場合、博物館は一般大衆に対して基本的に教育機能を持つばかりでなく、最近着目されている生涯教育の場として、ことに重要な役割を担うことになろうが、これも博物館が単に展示機能だけでなく、教育機能とその基盤としての調査研究機能を具えているからに他ならない。その場合、博物館事業としてさらに啓蒙的な各種出版物――図録、目録、研究報告書等――の刊行、講演会、講習会、映写会等の開催を通じて研究成果を広く周知せしめるべきは言うまでもない。

このように博物館が本来的に調査研究機能を持つべきは当然であるが、「博物館法の表現は「あわせてこれら資料に関する調査研究」を行うものとやや消極的、付随的表現にとどまっているきらいがある。このため地方の博物館などでは、成立の経緯にもよるところがあるようであるが、調査研究機能を軽視し、その方面の人材や予算の確保に対して十分な理解が得られないという苦情を耳にすることが少なくない。博物館事業においては、むしろ調査研究活動こそが出発点であり、活動の源泉であることを今一度再確認しておく必要がある。

なお博物館の調査研究機能が軽視されて来た背後には、この種の研究は大学の研究室やその他の研究機関で行えばよいのではないかという誤った認識があったことも考えられる。しかし、大学や研究所が行う調査研究と博物館の行うそれとはおのずから別個のものであり、博物館の場合はその性格上、個別的、理論的研究よりは、総合的、実証的、あるいは比較考証的研究において有利な環境にある。従って両者の研究にはおのずから別個の存在理由がある。このほか博物館には固有の保存、環境条件などに関する研究分野のあることは言うまでもないであろう。

＊

以上、もっぱら博物館自身の行う調査研究活動の必要性ないし重要性について述べて来たが、博物館法によれば、博物館においては上記の調査研究とは別に、展示との関連において一般大衆から寄せられる教養ないしは調査研究の要請に対して、資料を提供すべき必要性が説かれている。このことは博物館が自らの活動――とくに収集や展示等――のために行う自主的な調査研究の成果を単に展示を通して公表するだけでなく、その研究成果の蓄積を積極的に外部の広汎な研究者らに還元しなければならないという教育的使命を謳ったものに他ならない。もちろん従来から博物館の調査研究等の成果は展示以外にも図録、目録、研究報告書等の出版物などによって周知されるよう配慮されて来たことは事実であるが、情報化時代の今日、研究成果や資料情報の提供は博物館の教育的役割からみて一層その必要性が高まって来たといえよう。

このことは内外の研究者からの要請もあって、今から十年前に美術史学会が美術史研究資料センターの設置ということで文化庁長官に要望書を呈し、美術史研究に必要な写真、記録、図書等の資料の集積、内外研究者への情報サービスの提供などを建言したことからもみられるように、博物館側としても速やかな対応を迫られているといえよう。

もっとも、この種の美術史研究資料の集積の企ては、すでに美術史の先覚矢代幸雄氏（一八九〇―一九七五）によって構想され、昭和三年美術研究所（今日の東京国立文化財研究所）として発足した。西洋美術史を専攻し、海外の事情に詳しかった氏は、欧米の先進的な美術図書館や博物館が研究者のための基礎的設備として写真資料の収集を行っているのに触発され、美術研究所の最初の、しかも恒久的事業としてこれに着手されたことは忘れがたい。氏が自叙伝的著作（「私の美術遍歴」）の中で、この研究所の役割として、「美術の写真、写真的複製およびそれに付随して美術に関する図書を蒐集して、広く世の中の人々の美術の研究に資する」べきむねを述べておられるその先覚的識見は、今日色あせるどころかますます光彩を放つものとなっている。

しかも、氏が研究所の設立の趣旨として強調される「公衆（パブリック）への奉仕（サービス）」の精神は、また本来博物館の使命であり、博物館においてもしそのことがおろそかにされて来たとすればそれは改善されなければならないものである。このような状況の中で、昭和四十五年頃には東京国立博物館百周年の記念事業の一環として美術資料センターの先駆的構想が話し合われたと聞くが、この時はついに実現するにいたらなかった。

一方、昭和三十年頃から急速に進歩を示した情報処理の科学は、自然科学や理工学系において目ざましい発展をとげたが、昭和四十年代には人文系諸学にも主として情報整理と検索の面で着目されるところとなり、国立国会図書館のコンピュータ設置などを契機に、コンピュータ導入による情報処理の機運が高まって来た。国

立民族学博物館や国文学研究資料館（ともに五十二年開館）などは当初からこのことを前提として創設されている。美術史学会から上記の要望書が文化庁長官あてに提出されたのはまさにこのような時点であった。

その後、各種学術情報の集約化がなされる中で、美術史研究にかかわる各種の資料情報の収集整理は主として国立博物館が行うという方針が打ち出され、昭和五十五年四月には奈良国立博物館に「仏教美術資料研究センター」が、同五十六年四月には京都国立博物館に「京都文化資料研究センター」が設立され、本年四月には東京国立博物館に「資料部」の設置が認められるにいたった。なおこれより先昭和五十二年四月には、美術研究所の伝統をつぐ東京国立文化財研究所にも「情報資料部」の設置が認められ、新しい活動に入っている。

＊

博物館が本来的に調査研究機能を持つべきことははじめに述べたところである。国立三博物館の場合その歩んで来た道は異なるとも、すでに百年ないしはそれに近い歴史を持ち、その間の研究資料の蓄積は膨大なものとなっている。また、それぞれの博物館は展示方針に即して独自の調査研究を積み重ねているので、今後の蓄積もおびただしいものになるであろう。それらの研究資料――とくに写真や記録類等――やそれらに関連する文献図書等を適切に整理分類し、広く内外の研究者らの利用に供するのがこれら新しい機関の中心的事業内容である。

各館の対象とするところは、その館の置かれた地理的、歴史的位置と、館のこれまでの事業

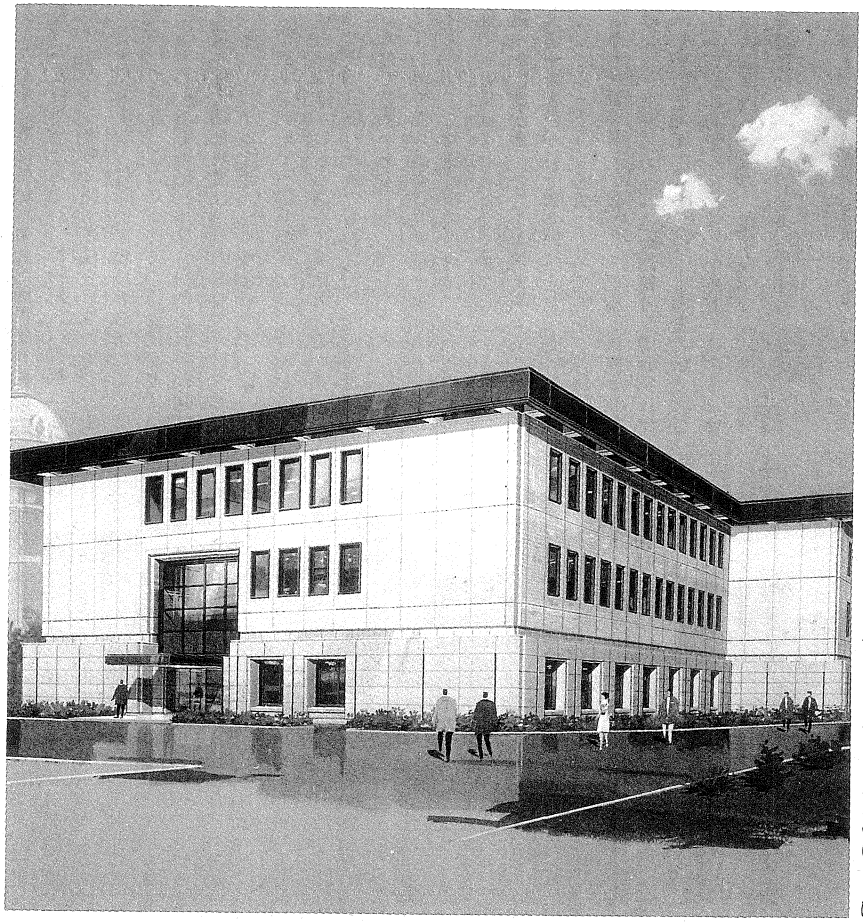

東京国立博物館資料部（完成予想図）

内容を勘案して、奈良国立博物館は仏教美術資料、すなわち仏像、仏画、経巻類等を主体に集大成し、京都国立博物館の場合はむしろ歴史地理的に京都文化にかかわりある美術資料を収集することになろう。なお、京都の場合、昭和五十五年に文化財保存修理所が併設されたので、今後はこの種の修理関連資料も集成されることになっている。東京国立博物館の場合は日本・東洋の古美術全般を対象としているので、とくに範囲を限定せず、すべての美術研究資料を総合的に集大成すべきものと考える。その場合、三館に一研究所をも含めて可能な限り相互の有機的連携をはかり、競合を少なくし、先行する事業についてはその主体性を尊重すべきである。各館の独自性を十分高める一方、将来はそれらを共同利用できるよう情報のオンライン化を実現すればよいわけである。しかもこの情報のオンライン化は将来国立三博物館など国立機関を結ぶだけでなく、公私立の博物館等との間にも設置し、お互いの情報を交換し合うことができれば一層有効性を高めることになろう。

東京国立博物館においては、すでに昭和五十五年以来資料部棟の建設が始められ、五十八年度内の開館を目指して工事が急ピッチに進められている。完成の暁には地上三階、地下二階、延面積六、四三九平方メートルの中に約六五〇平方メートルの閲覧室（索引室を含む）をはじめ、約二〇〇平方メートルに及ぶ内外研究者のための研究室や大小のセミナー室などが用意されることになっている。このほかに資料部関係の研究室や閲覧指導室などが設けられることは言うまでもない。また、奈良や京都の国立博物館においても独立した資料研究センターの建物が確保される計画であり、近い将来充実した情報サービスを期待しうることになろう。

もとよりこの種の事業は一朝にしてなるものではなく、永年の蓄積がものを言ってくる性質のものであるから、開館当初から百パーセントの効果を期待することは困難であるが、遠い将来を見通した恒久事業として継続的に発展させて行かなければならない。ただその際懸念されることは昨今の逼迫した国家財政と行政改革の嵐の中で、十分な予算と人員の裏付けがえられない恐れである。この事業の実体について関係方面のさらなる御理解を得ることにより、必要な予算と人材の確保を是非ともお願いしなければならない。

研究資料の蓄積が進行すると、情報サービスの円滑化をはかるために、遠からずコンピュータの導入を考えなければならないことは言うまでもない。これに関連して今後継続的に進めなければならない研究課題に、美術史関係用語の標準化と用語集――シソーラスを含む――の作成がある。また将来構想として情報提供の抜本的合理化をはかるために、美術史に関する調査研究資料のデータベース化を行わなければならないと考えるが、これに必要な調書の記載項目や記載方法等についても検討が重ねられなければならない時点に来ている。

すでにこれらのことについては、先に述べた国立民族学博物館や国文学研究資料館が先進的な努力をされ、また来年開館が予定されている国立歴史民俗博物館においても先行的研究が進められ、また奈良国立文化財研究所においても埋蔵文化財に関する情報の入力が試みられているので、これらの研究に携わる方々の御援助を仰ぎ、またこれらの研究の経過や成果を可能な限り吸収させて頂いて、実効性の高いものにして行きたいと考えている。

しかし、かりに理想的なデータベースのシステムができても、入力の出発点は研究者の調査研究にある。したがって今後コンピュータが導入されたとしても、博物館としての業務の流れは本質的に変るところはなく、標記の調査研究と情報サービスは車の両輪の如く相互に密接な関連があり、調査研究の内容が円滑に情報化されなければ情報サービス機能が十分な効用を発揮しえないことは言うまでもない。その点で博物館事業の中における両者の重要性は一段と高まったといえるであろう。さらにこのことが有効に機能することは、内外の美術史研究者の研究活動に大きな支援を与えるばかりでなく、全国の博物館の調査研究活動を活潑にし、あわせて展示活動の充実にまで反映しうるものと期待される。

編集後記

○この四月、東京国立博物館に「資料部」が設置されました。これより先、奈良、京都の国立博物館には「仏教美術資料研究センター」、「京都文化資料研究センター」がそれぞれ設立されています。研究成果や情報の提供は、博物館の機能として今後いっそう重要になることでしょう。「資料部」の設立を機に、濱田東博次長に「博物館の調査研究・情報サービス機能」を説明していただきました。

○日本人と日本の文化は季節に密着しているといわれたり、また、日本の文化には計量化・論理化できない複雑さがあると指摘されることがあります。本号では、「日本の音楽を世界の人々に」をテーマにしている渡辺浦人日本民族音楽協会理事長に日本の心を記していただきました。

○文化庁では、地域の芸術文化の振興を図るための措置として昭和五十二年度から「指導者派遣」の制度を設けています。この指導者派遣の状況をリポートしていただきました。今後さらに、この制度が活用され、地域の芸術文化振興に寄与することを念じる次第です。

（W）

広告の問合せ・申込み先
株式会社　ぎょうせい　営業課
TEL（〇三）二六八―二一四一（代表）

「文化庁月報」六月号
（通巻第一六五号）
昭和57年6月25日印刷・発行
編集　文化庁
〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
発行所　株式会社　ぎょうせい
本社〒104東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所〒162東京都新宿区西五軒町52番地
電話（〇三）二六八―二一四一（代表）
振替口座　東京　九―一六一番
印刷所　㈱行政学会印刷所
定価　一八〇円（送料四五円）
年間購読料　二、一六〇円（送料共）